

平成 30 年度  
福島県保健医療福祉復興ビジョン  
施策の進行状況

令和元年 8 月 26 日 (月)

福島県社会福祉審議会

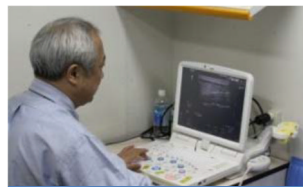
## 基本目標 1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

### (1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進

#### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆県民健康調査等の着実な実施

将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的に、全県民を対象に県民健康調査等を実施するとともに、放射線による健康への影響等について、正しく分かりやすい情報提供を行っています。



甲状腺検査の様子

#### ・基本調査（外部被ばく線量の推計）（H31. 3. 31 現在）

・自記式質問票回答率 約 27.7%  
 回答者 568, 331 人  
 対象者 2, 055, 248 人(H23. 3. 11 時点の県内居住者等)

【全県分】0～2 ミリシーベルト未満の割合 93.8%  
 ※原発事故発生直後から7/11 までの4 か月間の外部被ばく線量を推計

#### ・甲状腺検査（H31. 3. 31 現在）

(1) 一次検査状況（先行検査（H23. 10. 9～H27. 4. 30）⇒ 本格検査（平成 26 年度～）

判定結果	判定内容	先行検査		本格検査(検査 2 回目) (H26、27 年度)		本格検査(検査3回目) (H28、29 年度)	
		受診者数 (人)	割合 (%)	受診者数 (人)	割合 (%)	受診者数 (人)	割合 (人)
A判定	A1 結節や嚢胞なし	154,605	99.2	108,718	99.2	76,327	99.3
	A2 5.0mm 以下の結節や 20.0mm 以下の嚢胞	143,573		159,584		139,870	
B判定	5.1mm 以上の結節や 20.1mm 以上の嚢胞	2,293	0.8	2,227	0.8	1,490	0.7
C判定	直ちに二次検査を要するもの	1	0.0	0	0.0	0	0

※上記以外に本格検査（検査 4 回目）は平成 30 年度～令和元年度で、また、25 歳時の節目の健診を平成 29 年度から実施中。人数が順次増加中のため掲載省略。詳細は県民健康調査検討委員会資料参照（県民健康調査課 WEB ページに掲載）。

#### (2) 二次検査状況

先行検査で B、C 判定は二次検査を実施。A2 判定の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断した方については、B 判定とする。

#### 【先行検査】

- ・B、C 判定は二次検査を実施。
- ・A2 判定の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断した方については、B 判定としています。（先行・本格検査共通）
- ・二次検査で、悪性ないし悪性疑い 116 人（手術実施 102 人：良性結節 1 人、乳頭癌 100 人、低分化癌 1 人）

#### 【本格検査(検査 2 回目)】

二次検査(1,826 人結果確定)で、悪性ないし悪性疑い 71 人(手術実施 52 人：乳頭癌 51 人 その他の甲状腺癌 1 人)

#### 【本格検査(検査 3 回目)】

二次検査で、悪性ないし悪性疑い 24 人(手術実施 7 人：乳頭癌 7 人)

・ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

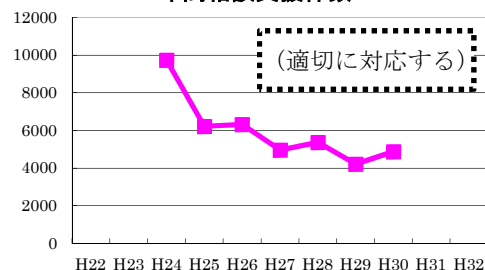
県実施分の累計検査人数 338,804 人（平成 23 年 6 月～平成 31 年 3 月）

【検査実施結果（県）】 預託実行線量（おおむね一生涯に体内から受けると思われる内部被ばく線量）			
1 ミリシーベルト未満	1 ミリシーベルト	2 ミリシーベルト	3 ミリシーベルト
338,778 人	14 人	10 人	2 人

◆被災者の心身のケア

仮設住宅等で避難生活を余儀なくされている被災者への訪問等による見守り、健康支援活動、相談支援活動、サロンでの心の健康講話等を実施するとともに、支援者への支援活動の充実を図っています。また、県外に避難された方への心のケアについては、県外の関係団体と連携して取り組んでいます。

ふくしま心のケアセンターにおける年間相談支援件数



＜H30 年度の主な実績＞

- ・保健医療専門職（保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等）の確保 18 名
- ・県保健福祉事務所による被災者健康支援活動 集団支援 362 回、個別支援 4,392 件
- ・心のケアセンター相談支援人数：4,876 名、サロンでの心の健康講話参加者：3,066 名
- ・市町村への業務支援 延べ 12,705 人

【施策を推進する上での課題】

◆ 県民健康調査等の着実な実施

甲状腺検査については、平成 26 年度から本格検査を開始していますが、県民がより身近な医療機関等で検査を受けることができるよう、体制を整備する必要があります。

◆ 被災者の心身のケア

長期化する避難生活の中で、被災者の心身の健康への影響が今後も懸念され、対策を継続・強化するためには生活支援相談員や保健師等の人材確保、支援者を支える取組が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆ 県民健康調査等の着実な実施

県民が身近な医療機関で検査を受けることができるよう、検査拠点となる医療機関の確保等、関係機関との調整を進めます。

また、甲状腺検査説明会をきめ細かに開催するとともに、県民健康調査検討委員会において、検査の方法や結果等の検証や評価を行い、客観性を確保し、県民への積極的な情報発信を行っていきます。

◆ 被災者の心身のケア

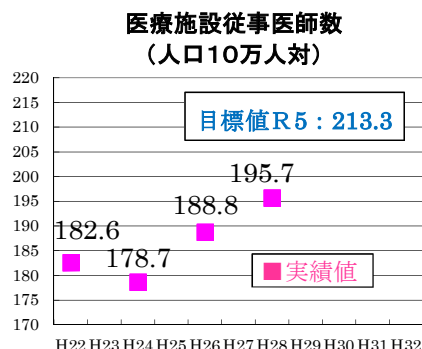
被災者の支援体制の更なる充実を図るため、生活支援相談員や保健師等の人材確保のための財源確保に努めるとともに、支援策の充実強化を図っていきます。

## (2) 医療提供体制の回復

### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆医療従事者確保及び医療機関の機能回復

震災・原発事故により被災した本県（特に避難地域を始めとする浜通り地方）の医療の復興に向け、福島県浜通り地方医療復興計画、避難地域等医療復興計画などに基づき、医師等の医療従事者の確保と医療機関の機能回復を図るとともに、避難地域の医療提供体制の再構築、避難地域を支える近隣地域の救急医療提供体制等の充実・強化を進めています。



### <H30 年度の主な実績>

#### ○医療従事者確保の取組

- ・ 県外からの医療従事者等の雇用  
常勤・非常勤医師 23 名、医療支援医師 465 名（H30 浜通り医療提供体制強化事業の実績）
- ・ 福島県立医科大学の学生を対象とした修学資金貸与  
1 年生 48 名、在学学生 244 名に貸与
- ・ 看護職員の確保・定着に取り組む浜通りの医療機関への支援  
23 病院、10 診療所に支援
- ・ 認定看護師派遣による看護実践能力を高める研修  
県内の 10 病院（浜通り 3 病院）を対象に実施
- ・ 福島県立医科大学（仮称）保健科学部に係る新築工事の実施（令和 2 年 10 月末竣工予定）

#### ○医療機関機能回復の取組

- ・ 避難地域の医療提供体制の再構築  
医療施設の再開に向けた支援（19 医療機関）  
ふたば医療センター附属病院の整備（H30. 4 開院）  
ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）の運営
- ・ 近隣地域の医療提供体制の充実・強化  
いわき市医療センター整備支援（H30. 12 開院）  
相馬地域における新規透析患者の受入体制の整備支援（1 医療機関）  
双葉郡立診療所の運営支援（H29. 12 北好間、H30. 4 勿来酒井開所）

### 【施策を推進する上での課題】

- ◆ 震災・原発事故により、医療従事者の不足と地域偏在は深刻な状況が続いています。医師や看護師については、短期的には県内での就業を希望する医師の招へい、県立医科大学からの医師派遣等により、長期的には修学資金の貸与、医療従事者の養成支援、勤務環境の改善等あらゆる対

策を講じて、人材確保と定着を進めていく必要があります。

- ◆ 理学療法士、作業療法士、診療放射線技師等の保健医療従事者についても、福島県立医科大学（仮称）保健科学部の整備や修学資金の貸与等の施策を講じ、養成・確保する必要があります。
- ◆ 助産師についても、令和4年度に予定する総合衛生学院の閉校に伴い、県立医科大学に別科及び大学院修士課程の整備に向けて、着実に準備を進める必要があります。
- ◆ 避難者が安心して帰還できるよう、避難地域等における医療提供体制を再構築する必要があります。
- ◆ 避難者が安心して帰還できるよう、避難地域等において、二次救急医療をはじめとする必要な医療を確保するための取組を進めていく必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 今後も短期的には、県外からの医療従事者の招へいに対する支援や県立医科大学から浜通りの病院等への医師の派遣を実施しつつ、中・長期的には、県立医科大学医学部の入学定員増（H25年度から定員130名）と修学資金制度の拡充による医師の確保と定着に取り組んでいきます。
- ◆ 看護職員が県内に定着するために、養成所や医療機関等の情報提供を積極的に行うとともに、教育環境の整備を促進します。
- ◆ 福島県立医科大学（仮称）保健科学部及び助産師養成課程の整備に向けた取組を進めます。
- ◆ 避難地域等医療復興計画に基づき、「避難地域等における医療提供体制の再構築」、「近隣地域の医療提供体制の充実・強化」に取り組んでいきます。

### (3) 最先端医療体制の整備

#### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆ふくしま国際医療科学センターの整備

原子力災害等に対応し、県民の心と体の健康を長期的に見守る拠点である「ふくしま国際医療科学センター」を県立医科大学内に整備し、県民健康調査など、全ての県民の健康の保持・増進に向けた長期的な取組を行います。

当センターは、5つのセンター（放射線医学県民健康管理センター、先端臨床研究センター、医療－産業TRセンター、健康増進センター、甲状腺・内分泌センター）と2つの部門（先端診療部門、教育・人材部門）、ふたば医療支援「ふたば救急総合医療支援センター」として活動から構成され、平成28年12月にグランドオープンしました。

#### ＜H30年度の主な実績（先端臨床研究センター）＞

- ・PET/CT及びPET/MRIを用いての早期診断の実施  
(H30年度平均 275件/月(13.6件/日))
- ・アスタチン等による放射性薬剤研究開発を推進

#### ＜ふくしま国際医療科学センター＞



#### 【施策を推進する上での課題】

- ◆ 県民健康調査や最先端医療を担う国内外の専門家の確保と養成を図る必要があります。
- ◆ 当センターの安定的な運営に必要な財源の確保を図る必要があります。

#### 【施策の取組の方向性】

- ◆ 運営に要する財源の確保や、調査・研究等の専門家の更なる確保に努め、県立医科大学と連携し、病気の予防と県民の健康増進、さらには健康寿命を延伸することを目指します。

### (4) 安心できる子育て環境の整備

#### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆子育て環境の整備

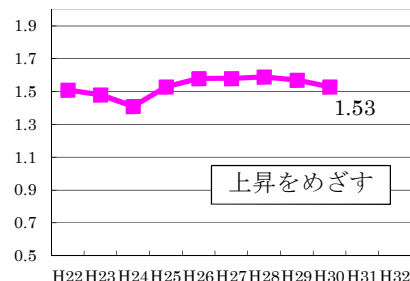
子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、18歳以下の県民の医療費無料化をはじめ、子育て・健康に関する相談支援、屋内遊び場等の環境整備、子どもの食に関する問題の解消に向けた取組等を実施しています。

#### ＜H30年度の主な実績＞

- ・18歳以下医療費無料化の継続実施
- ・母子への健康支援

赤ちゃん電話健康相談件数 980件、妊産婦・乳児等の訪問 1,332件

合計特殊出生率



交流会・育児サロン 58 回開催 821 組参加

- ・屋内遊び場の整備支援 5 か所の整備を支援、18 か所の運営費を支援
- ・子どもの食を考える地域ネットワーク会議 6 回開催 参加者 112 名

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 県内で安心して子育てができるよう 18 歳以下の県民の医療費無料化を継続する必要があります。
- ◆ 市町村が地域のニーズを踏まえて、事業を展開する必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 18 歳以下の県民の医療費無料化について継続して実施します。
- ◆ 市町村が子ども・子育て支援の事業に取り組むことができるよう支援していきます。

**(5) 福祉サービス提供体制の復旧**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆介護・福祉サービス提供体制の復旧**

東日本大震災等による福祉・介護事業所の深刻な人材不足に対応するため、人材の育成、確保、定着を図るための様々な事業を総合的に展開するとともに、高齢者等サポート拠点等において被災高齢者等の支援を実施しています。

**＜H30 年度の主な実績＞**

- ・福祉・介護人材の育成・確保
  - 県外から相双地域へ就職した方への就職準備金等の貸与 18 名
  - 介護職員初任者研修 ※修了者数集計中
  - 地域医療介護総合確保基金事業（介護人材の確保） 120 団体・事業所
- ・福祉・介護人材の定着促進
  - キャリアアップの仕組の構築及び新人向け OJT の導入支援関連研修 計 15 回 825 名受講
- ・高校生等を対象とした人材確保事業
  - 仕事説明会 9 回 307 名参加、職場見学会 19 施設 119 名参加
- ・学生向け介護職員初任者研修資格取得支援
  - 修了者 52 名のうち福祉介護施設への就職者 51 名
- ・仮設住宅等に避難している高齢者への支援
  - 高齢者等サポート拠点運営 6 か所
- ・帰還高齢者等への支援
  - 高齢者等サポート拠点運営支援 5 か所
- ・避難指示解除区域等で再開、運営する介護施設等への支援
  - 介護施設への支援 応援職員 4 名、運営支援 3 施設

訪問系サービスを提供する事業所への支援 27 件

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 喫緊の課題である福祉・介護人材の育成・確保・定着に向け、各種調査結果や現場の声を踏まえながら、引き続き、効果的な施策を展開していく必要があります。
- ◆ 長期化する避難生活や復興公営住宅への移行等を踏まえ、被災高齢者等の状況に応じた支援を適切に行える人材の育成を行う必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 関係機関や施設事業所等と連携した人材確保の取組に加え、若者に福祉・介護の仕事を理解してもらうための事業や、介護ロボットの普及促進など、福祉・介護職のイメージアップを図るための事業などの施策を展開していきます。
- ◆ 被災高齢者等の状況に応じた支援を行うために、市町村や高齢者等サポート拠点運営委託先の社会福祉法人等と連携して、ニーズに合わせた支援を継続していきます。

**(6) 飲料水及び食品等の安全性の確保**

**【主な取組の進捗状況】**

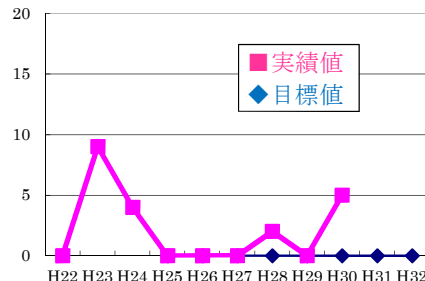
**◆飲料水の安全確保**

飲料水の安全性確保のため、県内全ての水道水を対象とした放射性物質モニタリング検査を実施し、検査結果を速やかに公表しています。

**◆食品の安全確保**

市場等に流通する食品等の安全を確認するため、県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施しています。

放射性物質の基準値を超えて出荷流通した不良食品件数



**＜H30 年度の主な実績＞**

- ・ 水道水 モニタリング検査箇所数 328 箇所、検査実績 12,663 件
- ・ 食 品 加工食品等の検査実績 4,631 件

基準値を超過して流通した食品が5件（山菜3件、加工品2件）確認された。

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 飲料水や食品（以下「食品等」という。）の安全確保については、県民の不安を払拭するため、長期的な検査体制を継続的に整備していく必要があります。

なお、放射性物質の検査に当たっては、県民の安全と安心を確保する観点から、正確かつ迅速な検査が求められるため、引き続き、検査機器の校正・保守点検、検査技術の標準化の維持及び



検査の精度管理を確実に実施していく必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 今後も、安全な飲料水の供給とともに消費者が安心して県産食品等を選択できるよう、引き続き検査を継続し、結果については迅速で丁寧な情報発信に努めます。  
また、基準値や管理目標値を超える食品等を供給、流通させないため、出荷前の自主検査の指導徹底や出荷制限等に関する分かりやすい情報提供に努めます。

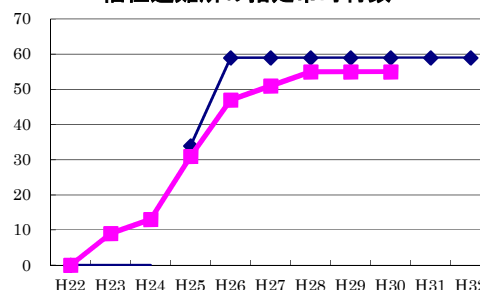
**(7) 保健・医療・福祉の連携体制の構築**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆市町村との連携**

市町村における福祉避難所の指定を促進するため、未指定の町への個別の働き掛けや関係機関・団体等との調整及び指定した市町村の実効性を高めるため、開設訓練を支援しています。

福祉避難所の指定市町村数



**◆地域包括ケアシステムの深化と推進**

誰もが住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアシステム構築を実現する中核機関である地域包括支援センターの機能強化に向けて、市町村、地域包括支援センター、関係機関を対象とした研修会を実施するとともに、市町村及び地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に対して、助言を行う専門職を派遣し、地域ケア会議が多職種連携のもと効果的に開催できるよう支援しています。また、補助事業により市町村の体制整備やモデル事業の取組を推進するとともに、原発事故の被災町村に対して体制整備のため個別支援を行っています。

**<H30 年度の主な実績>**

- ・福祉避難所指定状況 55 市町村 441 施設 (H31 年 3 月末現在)  
うち開設訓練実施済 10 市町村 (H31 年 3 月末現在)
- ・地域包括ケア体制推進 自立支援型地域ケア会議トップセミナー (1 回開催)、高齢者の自立支援に向けた事業所向け研修 (4 回開催)、自立支援型地域ケア会議アドバイザー養成研修 (1 回開催)、自立支援型地域ケア会議への専門職派遣 60 回派遣、地域ケア会議等活動支援 (広域支援員 6 回、専門職 20 回派遣)、地域包括ケアシステム構築推進セミナー (1 回開催)、生活支援コーディネーター養成研修 (2 回開催)、福島県地域包括ケアシステム構築推進事業補助金 (26 市町村 35 事業)、被災町村の訪問支援延回数 43 回、退院調整ルール策定・運用(全圏域)

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 市町村及び関係施設等に対する福祉避難所の指定・運営に関する情報提供と、効果的な避難行動がとれるよう避難計画の実効性を確保するため、開設訓練等を実施する必要があります。
- ◆ 地域包括支援センターの機能強化に向けて、地域包括支援センターに適切な人員配置がされる

必要があります。

- ◆ すべての市町村において、地域ケア会議を多職種連携のもと効果的に開催する必要があります。
- ◆ 市町村が中心となって、関係機関と地域包括支援センターの間で緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図る必要があります。
- ◆ 要介護者などが退院した場合には、医療機関と介護支援専門員等との情報交換が行われ、在宅での生活支援が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 福祉避難所の全市町村指定に向け、引き続き、未指定町への働き掛けを行うとともに、災害時に円滑に福祉避難所の運営が行えるよう開設訓練の実施や、ヒト・モノの確保に係る関係団体等との協力体制の構築など、市町村における平時の取組を支援していきます。
- ◆ 地域包括支援センターに適切な人員配置がされるよう、市町村による評価の実施を促進し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ◆ 市町村及び地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に対して、助言を行う専門職を派遣して、地域ケア会議が多職種連携のもと効果的に開催できるよう支援します。
- ◆ 地域包括ケア体制構築に向けて、関係団体間のネットワークづくりの支援や個別課題解決のための専門職の派遣、市町村や関係機関等を対象とした研修会を通じて、市町村の取組を支援していきます。
- ◆ また、医療機関と居宅サービス事業所の情報共有が行える体制整備を進めます。

## 基本目標 2 全国に誇れる健康長寿の県づくり

### (1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進(再掲)

基本目標 1 に記載

### (2) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

#### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆健康ふくしま 2 1 計画の推進

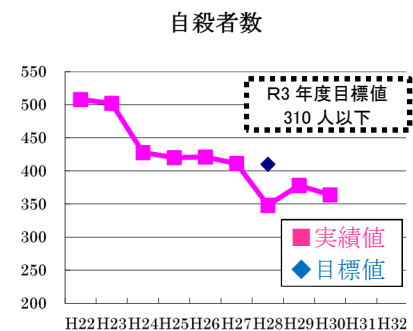
第二次健康ふくしま 2 1 計画に基づく県民健康づくり運動を推進するため、市町村や企業、学校など関係機関と連携し、各種取組を実施しています。

#### ◆健康長寿ふくしまの推進

全国に誇れる健康長寿県の実現を目指し、食・運動・社会参加の三本を柱に、食育活動の推進、県民アプリを活用した動機付け、健康づくりに関する社会活動への支援など、県民の生活習慣の改善につながる効果的な健康づくり事業を県全体で進めるための各種事業を展開しています。

#### ◆心の健康づくり対策の推進

こころの健康づくりに関する普及啓発を行うとともに、自殺問題への理解促進・啓発活動、相談体制の整備、市町村への自殺対策事業費助成など、第三次自殺対策推進行動計画に基づき、各種事業を進めています。



#### <H30 年度の主な実績>

- 健康ふくしま 2 1 協議会の開催 2 回
- 健康ふくしま 2 1 評価検討会の開催 2 回
- 第 2 次健康ふくしま 2 1 計画中間評価
- 健康長寿ふくしま会議設立総会
- 地域・職域連携推進事業
  - 連携会議 11 回開催、研修会 4 回開催
- ふくしま【健】民パスポート
  - ・市町村連携事業 56 市町村が参加
  - ・ふくしま健民アプリ 28,425 ダウンロード
- ふくしま健康情報ステーション事業
  - ・健康データの収集・整理・分析を実施
- ふくしま県民プロジェクト事業
  - ・健康づくりに関する情報発信
  - ・ふくしま県民プロジェクト大使を追加委嘱 1 人
  - ・ふくしま健民検定の実施
  - ・「ふくしま健康長寿フェスティバル 2018・in いわき」の開催

○生活習慣病予防対策推進事業

- ・市町村先駆的健康づくり実施支援事業 15 市町村へ補助
- ・「元気で働く職場」応援事業 13 事業所への支援
- ・ふくしま健康経営優良事業所 2018 認定 35 事業所
- ・ " 表彰 3 事業所

○自殺対策

- ・電話相談 延べ 457 件
- ・普及啓発 新聞掲載、テレビ 160 回、ラジオ 128 回
- ・市町村人材育成研修 6 方部で実施
- ・自殺関連の事業を実施する民間団体への助成 6 団体

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、関係機関と連携し県民の健康づくりに関する取組を充実させる必要があります。
- ◆ 過去の震災では、震災後、数年経過してから自殺者が増加していることから、自殺対策に取り組むゲートキーパー（命の門番）の養成や、市町村の取組を支援する必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 市町村や企業、学校など関係機関との連携を強化し、「健康」をテーマとする新しい県民運動のもと、県民への健康づくりに関する事業に取り組みます。
- ◆ 県民が健康づくりに参加しやすいよう、動機付けとしてインセンティブを付与する仕組みを構築します。
- ◆ 被災者の心のケアを着実に実施するとともに、各種相談機関との連携強化や、住民により身近な市町村における自殺対策の促進など、「こころの健康づくり対策」の充実を図っていきます。

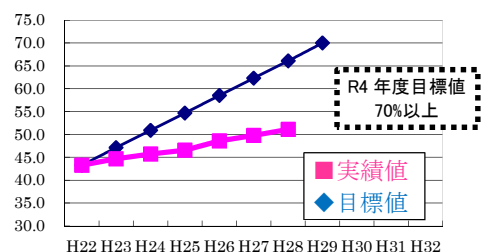
**(3) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進**

**【主な取組の進捗状況】**

◆生活習慣病の予防・早期発見

生活習慣病を予防するため、栄養・食生活、運動、歯・口腔などに関する各種事業や、市町村等に対する生活習慣病の予防・早期発見に関する情報提供などに取り組んでいます。

特定健康診査実施率



**<H30 年度の主な実績>**

- 市町村栄養改善事業支援事業 情報交換・個別助言 20 回
- 健康長寿のための「減塩&野菜を食べよう大作戦」
  - ・福島県食育応援企業団の登録数 50 企業
  - ・保健福祉事務所による「減塩&野菜を食べようキャンペーン」の実施

6 保健福祉事務所 51 回 103,187 人参加

- ・福島県食育応援企業による「減塩&野菜を食べようキャンペーン」の実施

16 企業 17 回 7,759 人参加

- ・食改さんの「減塩&野菜を食べよう」推進一声運動

県・市町村主催のイベントでの声掛け：261 回 33,024 人

家庭訪問・食改主催イベントによる声掛け：2,943 人

- ・食行動実態把握検討会の実施 6 保健福祉事務所

○子どものむし歯緊急対策事業

- ・研修会 県内 6 回開催

- ・フッ化物洗口に係る市町村への補助金 42 市町村

○糖尿病重症化予防

- ・保健福祉事務所が中心となり地域の糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定を支援

○健康長寿サポーター養成

- ・受講者数 1,488 名

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 生活習慣病の予防に関する知識の普及や、特定健康診査の実施率の向上につなげるための取組を継続して実施していく必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 市町村や企業、学校等と連携し、生活習慣病の予防などに関する情報を県民に提供すること等により、望ましい生活習慣の定着や健診の重要性について、さらなる普及啓発を図っていきます。
- ◆ 市町村の糖尿病性腎症重症化予防プログラム作成は半数に満たない（H30 年 6 月時点）状況にあり、市町村等の重症化予防に関する取組が円滑に実施できるよう、市町村等とかかりつけ医の連携体制の構築に向けた支援を実施していく必要があります。
- ◆ 市町村等の糖尿病重症化予防の取組について医療機関等へ情報提供し、市町村等とかかりつけ医の連携体制構築に向けた支援を図っていきます。合わせて県医師会とともに患者と直接関わるかかりつけ医が、どの診療科でも初期の糖尿病治療に携わることができるよう、標準的な糖尿病治療の普及推進を図っていきます。

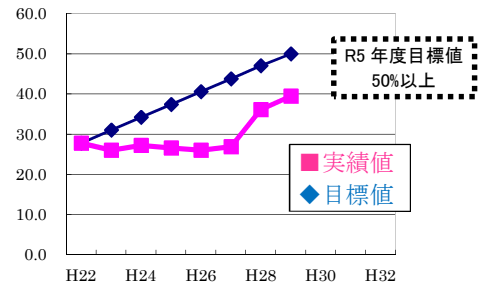
**(4) がん予防・医療の推進**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆受診率向上のための取組**

がん検診の受診率向上に向けて県民が受診しやすい受診体制の整備の取り組みについて市町村を支援し、健康長寿サポーターの養成、啓発イベントや活動を行い、県民の生涯にわたる健康の保持・増進につなげ、全国に誇れる健康長寿県を目指しています。また、県内や避難先において検診を受けることができる体制を整備しています。

胃がん検診受診率



**◆がん診療体制の充実**

県内のがん診療体制の一層の充実を図るため、がん診療連携拠点病院において、地域の医療機関への診療支援等その機能を強化する事業に対して支援するとともに、がん看護に関する専門的な知識と技術を持った臨床実践能力の高い看護師を養成しています。

**<H30年度の主な実績>**

**○がん予防・がん検診受診啓発**

- ・ 広域体制による受診率向上支援事業（クイック検診、レディース検診）を5地域で試行実施
- ・ 胃内視鏡検査の受診機会均等化事業 検診従事者研修会1回開催
- ・ 職場からの健診受診啓発事業 事業所職員延べ1,500名にがん検診受診勧奨
- ・ がん検診推進員スキルアップ研修会 4回開催 108名受講
- ・ がん予防・がん検診啓発イベント 3地区開催 来場者総数2,100
- ・ がん検診受診勧奨啓発キャッチフレーズ募集と表彰
- ・ がん検診受診促進連携企業とのがん検診受診啓発チラシ配付 8,000部
- ・ 空気のきれいな施設認証制度 認証施設数1,870件（県948, 中核市922）  
空気のきれいな車両認証418台（県218台、中核市200台）
- ・ 受動喫煙防止対策講習会 3回開催 受講者106名
- ・ ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール
- ・ 受動喫煙防止・がん検診受診啓発リーフレット配布 幼稚園・保育園児の保護者 3万1千部
- ・ 保健福祉事務所による健康長寿普及啓発活動 生活習慣病予防の啓発 延べ20,689名等
- ・ 県内避難者のがん検診機会拡大事業 6町村 受診件数349件
- ・ 健康長寿サポーター養成講座 受講者1,488名（再掲）
- ・ 学生がん予防サポーター養成セミナー 210名（大学2校、高校1校）

**○がん医療・看護**

- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院1カ所、地域がん診療連携拠点病院8カ所

・福島県がん看護研修

- 都道府県がん診療連携拠点病院 7日間、16名修了
- 地域がん診療連携拠点病院（竹田総合病院）7日間、4名修了
- 地域がん診療連携拠点病院（南東北病院）7日間、6名修了
- 地域がん診療連携拠点病院（福島労災病院）7日間、5名修了

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 県内や避難先において検診を受けることができる環境整備が必要です。
- ◆ 市町村の実情に応じたきめ細かな支援を行い、県民のがんに対する理解の促進に繋がる更なる取り組みが必要です。
- ◆ より良質ながん検診を担保するための検診精度の標準化に向けた取り組みが必要です。
- ◆ 胃がん検診に胃内視鏡検査が加えられたことに伴い、検診体制の確保が困難な地域に対するがん検診機会の不均衡の改善が必要です。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 検診を受けやすい環境づくりに引き続き努めるとともに、幅広い世代にわたる健康長寿サポーターの養成など、受診率向上に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 対策型がん検診の精度の標準化を図り、より良質な検診体制の整備を行っていきます。

**(5) 高齢者の介護予防の推進**

**【主な取組の進捗状況】**

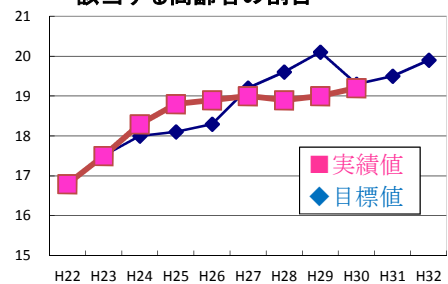
◆介護予防事業・普及啓発

地域の高齢者が自ら活動に参加し、おのずと介護予防が推進される地域づくりに向けて、住民主体の通いの場づくりに取り組んでいます。

また、市町村の介護予防事業が効果的に実施されるよう介護予防市町村支援委員会において介護予防事業の評価を行い、参考となる事業をHPで紹介するとともに、各保健福祉事務所による市町村への助言を実施しています。

さらに、介護予防に関する普及・啓発を行うとともに、介護予防従事者を対象とした研修を開催しています。

介護保険の要介護(要支援)に該当する高齢者の割合



**<H30年度の主な実績>**

- ・介護予防市町村支援委員会 2回、介護予防ケアマネジメント実務者研修2回
- ・健康長寿いきいき県民フェスティバル 1回

- ・認知症に関する相談先一覧の作成・配付

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 県内の高齢化の進展や、東日本大震災による避難生活が長期化するなか、心身機能の低下や健康状態の悪化、さらには孤立等が懸念されることから、介護予防や地域交流の場の提供等のサポートが必要となっています。
- ◆ 平成29年4月からすべての市町村において介護予防・日常生活支援総合事業が開始となり、既存の介護サービスだけでなく、住民主体の多様な生活支援サービスの充実が求められています。
- ◆ 介護予防には高齢者の社会参加や生きがいがづくりが重要であり、地域の高齢者が自ら活動に参加し、おのずと介護予防が推進される地域づくりに向けて、多職種連携のもと、住民主体の通いの場づくりに取り組む必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 市町村における介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況の把握、必要な支援についての調査や地域における好事例などの収集・情報提供を行うことで、市町村が地域の実情に応じたサービス内容を検討できるよう支援します。
- ◆ 週1回以上の体操を行う住民主体の通いの場に参加する高齢者が、全高齢者人口の1割となることを目指して、市町村向けの研修会や、住民向け普及啓発のイベントを実施することで、通いの場の立ち上げを支援します。
- ◆ 介護予防市町村支援委員会において市町村事業の分析・評価を行い、その結果を市町村に還元します。
- ◆ これまでの取組を進めるとともに、仮設住宅等における生活機能支援事業などを積極的に実施します。

**(6) 健全な食生活を育むための食育の推進**

**【主な取組の進捗状況】**

◆ **「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備の推進**

豊かな人間性、健康な心と身体をつくることをめざして、関係各課・関係機関、家庭・学校・地域が一体となって食育推進体系を再構築し、「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を進めます。

**<H30年度の主な実績>**

- ・保育所等を対象とした食の指導者育成研修会の開催  
計7回 431人参加
- ・地域の子育て食環境支援の実施  
個別支援 26回 延べ支援者数 872名  
集団支援 88回 延べ支援者数 5,459名



**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 一時的な取組ではなく、継続して県民運動として定着できる仕組みづくりが必要です。  
また、東日本大震災以後、風評や県民の生活習慣の変化等による子どもの運動不足・肥満などが課題となっていることから、食を通じた県民の健康な体づくりを推進するため、庁内関係各課や関係機関と連携した食育の推進体制の整備や普及啓発に取り組む必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 新しい県民運動において、「運動」や「食」に関する取組など「健康」がテーマに選定されたところであり、県民自らが積極的に健康増進に取り組み、地域全体の活性化にもつながる仕組みづくりを関係者・関係機関が一丸となって推進していきます。
- ◆ 運動不足・肥満といった東日本大震災後の子どもたちの新たな健康課題に対応するため、家庭・学校・地域が一体となった食育推進体系を再構築し、「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を進めます。

**(7) 感染症対策の推進**

**【主な取組の進捗状況】**

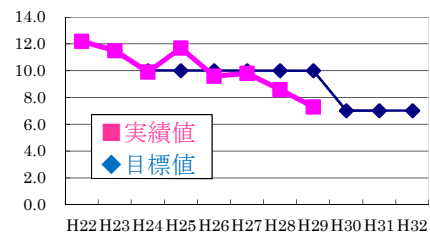
**◆感染症対策**

感染症法に定められた各疾患の発生時に、迅速に患者を指定医療機関に移送・入院させるとともに、感染源特定のための疫学調査の実施体制の整備を進めています。

**◆新型インフルエンザ対策**

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、情報伝達訓練や検体の採取方法等の安全な検体の取り扱いについて、医療機関や保健所等の関係者に対し、講義及び手技等の習得訓練を実施しています。

結核罹患率



**<H30 年度の主な実績>**

○新型インフルエンザ等対策

- ・ 情報連絡訓練
- ・ 病院と連携した実動訓練
- ・ 実動訓練に係る情報交換会及び研修会
- ・ 仙台検疫所福島空港出張所との情報共有訓練

- ・ 地域医療会議の開催
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 等

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 新たに発生する感染症に迅速かつ的確に対応していくために、感染症指定医療機関の運営に対する支援の充実が必要です。
- ◆ 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に備えた訓練や医療体制の構築等の対策を行う必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 引き続き、感染症指定医療機関に対する運営支援や感染症対策に対応できる人材の育成に取り組んでいきます。
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生に備え、入院協力医療機関が行う設備整備や個人防護具等の購入など医療体制整備を支援していきます。

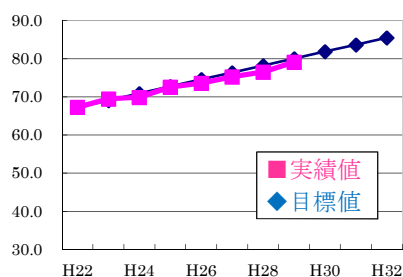
**(8) 歯科口腔保健の推進**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆ う蝕や歯周疾患等の予防・普及啓発**

う蝕や歯周疾患等の予防意識の浸透を図り、口腔内の健康の保持増進を図るため、「第三次福島県歯っぴらいライフ 8020 運動推進計画」に基づいて、関係機関との連携の下にライフステージに応じた普及啓発を行っています。

3歳児のう蝕のない者の割合



**◆ 「8020運動」の推進**

高齢社会を踏まえ、生涯にわたって丈夫な歯で健康な生活を送れるよう、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」を積極的に推進するため、歯科保健対策協議会を開催するとともに、市町村における歯科保健対策を促進するためにフッ化物を活用したむし歯予防の推進や歯科保健情報システム等を活用した支援を行っています。

**<H30年度の主な実績>**

- ・ 歯科保健対策協議会の開催
- ・ 市町村に対する検討会、研修会の開催、技術支援、歯科保健情報システム集計結果の情報提供
- ・ 地域歯科保健活動を実践する関係職種に対する研修会等の開催
- ・ 子どものむし歯予防対策検討会・研修会の開催

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 子どものう蝕の有病状況が全国ワーストレベルとなっており、更なるう蝕対策や市町村の取組に対する支援が必要です。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 第三次福島県歯っぴいライフ 8020 運動推進計画（歯科保健計画）に基づき、小児期におけるむし歯予防対策の強化を始め、成人期、高齢期に対する普及啓発活動等を総合的に推進していきます。

## 基本目標 3 地域医療の再生と最先端医療の推進

### (1) 医療提供体制の回復(再掲)

基本目標 1 に記載

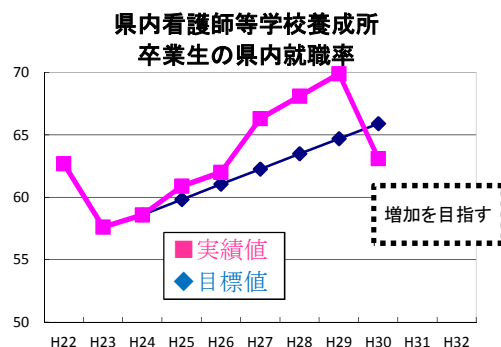
### (2) 医師、看護師等の確保と資質の向上

#### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆医師確保、キャリア形成支援

県内における医師不足及び地域偏在を解消するため、将来の地域医療を担う医学生や修学資金被貸与医師等を対象に、キャリア形成支援や県内定着に向けた取組を推進します。

また、県立医科大学と連携し、県内公的医療機関等への医師の派遣を行います。



#### ◆看護師の確保・定着支援

看護職の円滑な就業を支援するため、求人掘り起こし及び求人・求職マッチングを促進しています。

また、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図るため、看護職員の離職防止や再就業を支援するとともに、看護職員の定着に向けた職場の環境づくりを支援しています。

#### ◆理学療法士等その他の保健医療従事者の確保

理学療法士を始め、本県の医療提供体制を支える保健医療従事者の安定的な確保を行うため、福島県立医科大学（仮称）保健科学部の整備や修学資金の貸与等を行います。

#### <H30 年度の主な実績>

##### (医師)

- ・ 医学部学生に対する修学資金の貸与（県内就職学生対象）314 名、地域医療体験研修 32 名
- ・ 医師臨床研修支援 病院合同オリエンテーション 123 名、病院見学延べ 29 名、指導医養成講習会 23 名、臨床研修病院ネットワーク運営や臨床研修医の募集・育成に関する説明会 9 回、研修会 9 回
- ・ 医師マッチング事業（県内就業希望医師）5 名登録
- ・ 医師不足が深刻な特定診療科支援 救急医療機関勤務医確保 16 力所、産科医師確保 25 力所、新生児科医師確保 2 力所、病診連携産科小児科 3 力所
- ・ 女性医師等就労環境改善に取組む医療機関への支援 3 病院、研修会等の開催

##### (看護師職員)

- ・ 高校生の一日看護体験 58 病院、671 名
- ・ 病院合同説明会 参加者 116 名、養成所進学相談会 参加者 150 名
- ・ 看護師等養成所の運営費補助 16 施設

- ・ 実習教員の配置、研究活動費用の支援 8 施設、1 団体
- ・ 保健師等修学資金貸与 220 名
- ・ ナースセンター事業 ナースバンク就業者 159 名、巡回相談会就業者 98 名
- ・ 新人看護職員研修支援 50 病院、看護補助者養成研修（職業紹介実績）16 名
- ・ 病院内保育所運営費補助 28 施設
- ・ 県立医科大学内へ助産師養成課程設置準備室の立ち上げ

**（その他の保健医療従事者）**

- ・ 福島県立医科大学（仮称）保健科学部に係る新築工事の実施（令和 2 年 10 月竣工予定）
- ・ 理学療法士等修学資金貸与 344 人

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 医師等の高齢化が進む中、県内の医師・看護師の不足は続いていることから、引き続き、医学生、医師の県内定着の促進、県外からの招へい、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図る必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 高校生等への普及啓発、医学生・看護学生への県内定着の働きかけ、医師、看護職員の離職防止（教育体制強化、就労環境改善等）、離職者の県内再就職のマッチング等を総合的に展開していきます。

**(3) 安全、安心な医療サービスの確保**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆ 救急医療体制の充実強化**

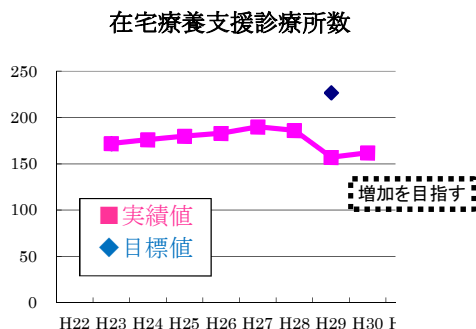
救急患者の受入れ等に適切に対応できるよう初期救急から第三次救急までの体系的な整備を推進するため、救命救急センターやドクターヘリの運営費に対する支援などにより救急医療体制の充実強化を行っています。

**◆ 在宅医療の推進**

在宅医療の推進には、医療と介護など多職種の連携が重要であり、医療従事者と介護事業者の顔の見える連携拠点づくりへの支援や、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材の育成に取り組んでいます。

また、訪問看護等に従事する看護師及び予定者を対象に、在宅医療を推進できる人材の育成に取り組んでいます。

さらに、各医療圏において退院調整ルールの方策定・運用をしています。



＜H30 年度の主な実績＞

○救急医療

- ・救命救急センターの設置運営費補助（3か所）、ドクターヘリ運営費補助
- ・県民に対する医療機関情報の提供や救急医療情報の関係機関との共有等のためオンラインネットワークの整備

○在宅医療

- ・在宅療養支援診療所等に対して在宅医療に必要な医療機器の整備を支援 97 医療機関
- ・在宅医療を実施する医療機関に対して訪問診療車の整備を支援 20 医療機関
- ・在宅医療推進のための訪問看護人材育成事業 18 名
- ・退院調整ルール策定・運用（全圏域）

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 救急医療体制の更なる充実強化を図る必要があります。
- ◆ 超高齢社会を迎え、医療機関や介護保険施設等の受入に限度があり、在宅医療は慢性期及び回復期患者の受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤の1つとして整備を推進していく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆救急医療

ドクターヘリの適切な運航や県内全域の医療機関等をインターネットで結び情報共有を図ることなどにより、災害時を含めた救急医療提供体制を支援していきます。

◆在宅医療

多職種研修会支援による在宅医療従事者の連携・資質向上や、在宅医療従事者の拠点整備等により在宅医療の推進を図るなど、在宅医療における保健・医療・福祉の効率的な多職種連携を促進します。

また、訪問看護についても、医療依存度の高い在宅療養者に対し、質の高い在宅ケアが提供できるようテーマ別の実践力アップ研修の実施を支援するなど充実強化を図ります。

**(4) 最先端医療体制の整備(再掲)**

基本目標 1 に記載

**(5) 血液の確保と医薬品の有効性・安全性の確保**

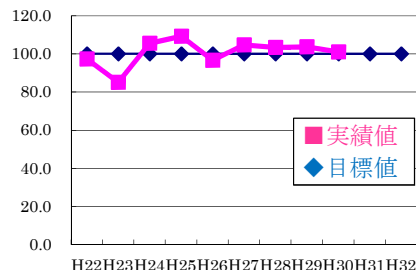
**【主な取組の進捗状況】**

**◆血液の確保及び医薬品の監視指導**

福島県献血推進計画の中で、令和元年度献血目標量 31,989L を掲げ、若年層を中心とした献血思想の普及啓発、ボランティア団体の育成及び強化を図り、県民の理解と協力を求めるとともに、医療機関に対する血液製剤使用適正化の普及を図り、適正かつ安全な輸血療法の向上を図っています。

県内の医薬品等製造販売業者・製造業者の製品において、製品の安全管理及び品質管理を徹底させるため、監視指導を実施しています。

献血量目標達成率



**<H30 年度の主な実績>**

- ・献血量 31,182.37L (目標量 30,841L、達成率 101.1%)
- ・ジュニア献血ポスターコンクールの実施
- ・血液製剤使用適正化普及事業
  - 血液製剤使用に係わる懇談会、合同輸血療法委員会研修会、血液製剤使用指針等説明会、自己血輸血講習会、輸血医療研修会、病院等に対する輸血に関するアンケート調査の実施
- ・医薬品等製造販売業者・製造業者等に対する監視指導 1,920 施設

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 東日本大震災による県外への人口流出、事業所献血者等の減少、少子高齢化と若年層の献血率の低下等による血液不足が懸念されており、献血者の確保に向けて、県民に献血への理解と協力を継続的に呼びかけるとともに、医療機関に対する血液製剤使用適正化の普及を図り、適正かつ安全な輸血療法の向上を図る必要があります。
- ◆ 県内の医薬品等の回収件数は減少傾向にありますが、より安全性に配慮した回収事案なども存在しており、回収件数の減少が難しい状況となっています。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 10代、20代の若年層への献血の重要性について普及啓発を図っていきます。
- ◆ 医薬品製造販売業者等に対する指導、薬事監視体制の充実強化、医薬品等苦情相談窓口の設置などにより、適正な県民医療の確保に努めます。

## 基本目標4 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

### (1) 安心できる子育て環境の整備（再掲）

基本目標1に記載

### (2) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築

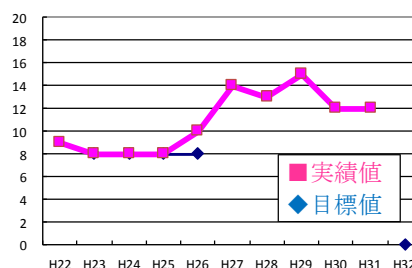
#### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆子育て環境の整備・支援

社会全体で子育てを支援する仕組みを構築するため、県、市町村及び民間団体が、子育て支援に関する各種事業に取り組んでいます。

また、保育施設の整備や保育人材確保、保育の質の向上等を支援しています。

保育所入所待機児童がいる市町村数



#### ＜H30年度の主な実績＞

- ・地域の寺子屋セミナー 5回実施、延べ173名参加
- ・地域の寺子屋 会津・中通り・浜通りで計15回実施、延べ1,006名参加
- ・子育て応援パスポート事業 協賛企業数 4,040店舗
- ・教育・保育施設の整備 13市町村、26施設
- ・保育人材確保のための取組 就職支援相談1,230件、マッチング24件、修学資金貸付112人
- ・保育の質の向上のための研修 28回実施

#### 【施策を推進する上での課題】

- ◆ 女性は、妊娠・出産等のライフイベントと仕事との両立という問題に直面することがあり、健康な体づくりや妊娠・出産等の知識の普及と職場等の理解促進を図ることが必要です。

#### 【施策の取組の方向性】

- ◆ ふくしま結婚・子育て応援センターを設置し、いわゆる“世話焼き”をする人材の確保やふくしま結婚マッチングシステム「はび福ナビ」の運用などを通じて社会全体で結婚、妊娠・出産、子育てを支援するための気運の醸成を図ります。
- ◆ 子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて、市町村・関係団体、企業等とも連携しながら取り組めます。



### (3) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

#### 【主な取組の進捗状況】

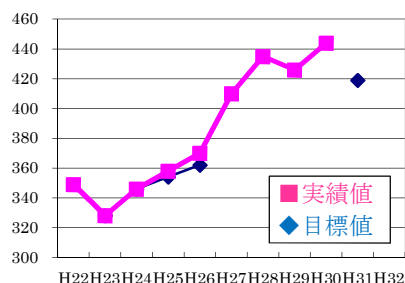
#### ◆放課後児童クラブ等の設置促進

放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等の設置促進や運営支援により、子どもが健やかに成長するための環境づくりを推進しています。

#### ＜H30年度の主な実績＞

- ・放課後児童クラブ整備事業 7市
- ・放課後児童クラブ運営費補助 46市町村
- ・放課後児童クラブ設置数 444か所（平成30年5月1日現在）
- ・放課後児童支援員 養成人数 384人、累計 1,450人

放課後児童クラブ設置数



#### 【施策を推進する上での課題】

- ◆ 放課後児童クラブについては、児童福祉法の改正により対象年齢が小学6年まで拡大しており受入体制の整備が必要です。

#### 【施策の取組の方向性】

- ◆ 放課後児童クラブについては、市町村が行う施設整備に対して、引き続き支援していきます。
- ◆ 放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するための認定資格研修を実施していきます。

### (4) 子育て家庭の経済的支援

#### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆多子世帯に対する経済的負担の軽減

多子世帯に対する経済的負担の軽減のため、市町村の実施する保育料軽減の取組へ助成を行っています。

#### ◆児童扶養手当の支給

父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給しております。

#### ◆児童手当の一部負担

児童を養育している保護者に対して家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を支援するため、市町村が支給する児童手当の一部を負担しております。

#### ＜H30年度の主な実績＞

- ・多子世帯保育料軽減事業 40市町村

## ＜施策の進行状況＞4 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- ・ 児童扶養手当の認定 受給者数 2,742名（平成31年3月末現在）
- ・ 児童手当県負担金 支給対象延べ児童数 2,538,914名（平成30年2月～平成31年1月分）

### 【施策を推進する上での課題】

- ◆ 市町村と連携しながら、取り組んでいく必要があります。
- ◆ 制度の周知徹底と適正な制度運営を図る必要があります。

### 【施策の取組の方向性】

- ◆ 市町村が実施する多子世帯への保育料軽減の取組に対して、引き続き支援していきます。
- ◆ 児童扶養手当及び児童手当について、市町村と連携して、制度の周知や法令等に基づく適正な事務執行に努めていきます。

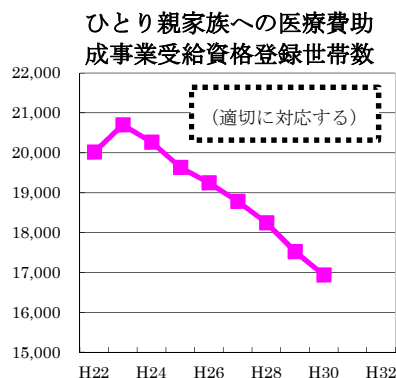
## (5) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆ 援助を必要とする子どもや家庭への支援

地域において、障がいのある子どもやその家族に対する療育指導の実施や相談に応じるとともに、家庭で適切な養育を受けることができない子どもについては、児童養護施設等における養育や保護による生活支援を進め社会的自立を促進しています。

また、ひとり親家庭に対する経済的支援、就業支援などによる総合的な自立支援を進めています。



#### ＜H30年度の主な実績＞

- ・ ペアレント・プログラムの開催（参加者延べ641人）、  
発達障がい児支援者スキルアップ研修の開催、発達障がい地域支援マネージャーの配置
- ・ 障がい児（者）専門相談支援（相談支援アドバイザーによる相談支援）
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター求職相談延べ件数964件、就職者数60人
- ・ ひとり親家庭就業支援専門員実績（県中、県南、会津保福）相談延べ件数1,164件、  
就職者数42人
- ・ ひとり親自立支援プログラム策定者数49人、就職者数28人
- ・ 高等職業訓練促進給付金等事業 受給者数16人

### 【施策を推進する上での課題】

- ◆ 支援を受ける方の問題が多様化しているため、抱えている課題の状況把握に努め、どのように支援していくのかを市町村等関係機関と検討、調整しながら柔軟に対応していくこ

## ＜施策の進行状況＞4 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

とが必要となっています。また、ひとり親家庭に対して、就業相談、求人情報の提供、企業訪問による求人開拓、職業紹介等、就業支援を行う母子家庭等就業・自立支援センターや県中・県南・会津保健福祉事務所に配置した就業支援専門員等の周知を図り、自立に向けた支援を進めていく必要があります。

### 【施策の取組の方向性】

- ◆ 引き続き、市町村等関係機関と連携して必要な支援を実施していきます。また、ホームページや新聞、ラジオ等を活用した広報や県内各地での就職相談会の開催を通して、母子家庭等就業・自立支援センター等の周知を図るとともに、職場体験会や就職後の様々な悩みに対するカウンセリングを実施することにより、職場への定着を支援するなど、引き続きひとり親に対してきめ細かい就業支援を行っていきます。

## (6) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆不妊症に悩む夫婦等への支援

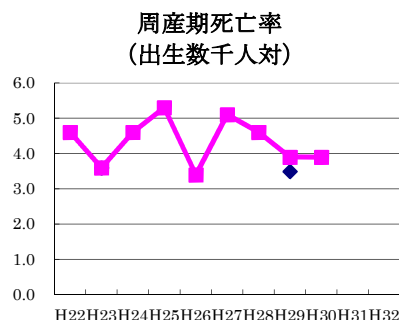
不妊症に関する知識の普及啓発を実施するとともに、不妊・不育症の治療に要する費用の負担軽減を図っています。

#### ◆周産期医療システムの充実

県民が安心して産み育てることができる環境づくりを推進するため、妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した医療体制である周産期医療システムの充実に取り組んでいます。

#### ◆市町村子育て世代包括支援センターの設置支援

各市町村の子育て世代包括支援センターが中心となって、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が提供できるよう、市町村に向けた会議や研修等を実施し、早期支援が行えるよう取り組んでいます。



### ＜H30年度の主な実績＞

- ・ 特定不妊治療費助成 実数 416 件、延べ 624 件
- ・ 一般の方を対象とした不妊セミナーの開催 実施回数 3 回
- ・ 周産期医療協議会開催、周産期医療関係者研修、総合周産期母子医療センター運営費補助、地域周産期母子医療センター等への運営費補助
- ・ 「ふくしま子ども・女性医療支援センター」を県立医科大学に運営委託
- ・ 市町村子育て世代包括支援センター設置市町村数 38 市町村

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 産婦人科医師の不足や、分娩取扱施設の減少に伴い、周産期医療提供体制は厳しい状況にあり、医師の負担軽減やその確保・育成の強化が必要です。
- ◆ 県内全市町村に設置することを目指しておりますが、未設置の市町村があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 不妊症に関する知識の普及啓発を実施するとともに、特定不妊治療及び不育症治療に要する費用の負担軽減に引き続き取り組んでいきます。
- ◆ 周産期医療を担う医師数は絶対的に不足していることから、「ふくしま子ども・女性医療支援センター」の取組などにより、周産期医療等を担う医師の養成・確保に努め、医師の処遇改善を図る医療機関を支援し、その確保を推進していきます。
- ◆ 未設置の市町村への働きかけを強め、早期の市町村設置を支援するとともに、設置済市町村に対しては、その機能強化を支援していきます。

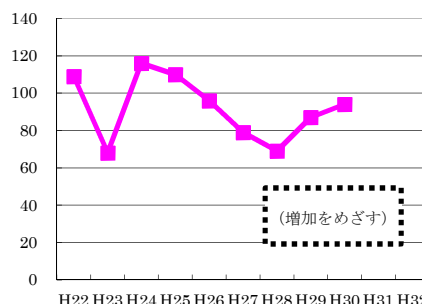
**(7) 次代の親を育成するための環境づくりの推進**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆次世代の親を育成するための取組**

社会全体で独身の男女の出会いを応援する気運を高め、地域・企業を含めたより広い範囲での出会いの場づくりを推進するため、平成27年8月に開所した「ふくしま結婚・子育て応援センター」を中心に婚活イベントを実施し、また、センターにおいて各団体のイベントを周知するなど、官民連携した取り組みを推進しています。

独身の男女の出会いを支援するイベントの開催件数



**＜H30 年度の主な実績＞**

・婚活イベントの開催件数	94 件	・世話やき人による交際件数	111 件
・世話やき人登録者数（累計）	95 名	・世話やき人による成婚件数	30 組
・世話やき人相談件数	279 件	・マッチングシステム登録者数（累計）	2,125 名
・世話やき人による引き合わせ件数	427 件		

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ イベントで異性とうまくコミュニケーションをとれない参加者が多い、女性の参加者が少ないなどの傾向がみられるため、独身者の身だしなみや会話等のスキルアップや新たな独身者の参加の促進が必要です。

## ＜施策の進行状況＞4 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

### 【施策の取組の方向性】

- ◆ ふくしま結婚・子育て応援センター主催のイベントについて、参加した独身男女が、会場でうまくコミュニケーションがとれ、参加しやすいイベントとなるよう工夫を凝らすとともに、各団体のイベントをセンターで広く周知することで、参加者の増加に努めていきます。

## 基本目標5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

### (1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

#### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例

全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「障がい」や「障がいのある人」への県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項等を定めた条例を制定。（平成31年4月1日施行）

#### ◆福島県手話言語条例

ろう者とろう者以外の人ができる共生することができる社会の実現に向けて、手話の普及等に関する事項を定めた条例を制定。（平成31年4月1日施行）

#### ◆虐待防止に向けた普及啓発

高齢者、障がい者、老若男女すべての人が互いに支え合い、尊重しながら生活できる社会づくりを推進するため、各分野において、キャンペーンの実施、パンフレットの配付や研修会等を開催し、普及啓発に努めています。

#### ＜H30年度の主な実績＞

- ・ 2つの条例に関するリーフレットの作成配付（13,000部）
- ・ 児童虐待防止普及啓発カードを関係機関に配付
- ・ 世界エイズデーキャンペーンや保健師の派遣等でエイズに関する正しい知識と予防の普及啓発
- ・ 高齢者虐待防止ネットワーク連携会議、高齢者虐待対応基礎研修、身体拘束廃止推進員養成研修、実務看護職員研修、身体拘束廃止推進セミナー
- ・ 障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修派遣、障がい者虐待防止・権利擁護研修開催
- ・ 虐待防止啓発リーフレットの作成配付

#### 【施策を推進する上での課題】

- ◆ 県民一人一人の人権意識を高めるためにも、関係機関と連携し、多様な方法で継続的に取り組む必要があります。

#### 【施策の取組の方向性】

- ◆ リーフレット等の作成・配付、キャンペーン、講演会、テレビ、ラジオ、広報誌等の活用、市町村・学校・職場等と連携し、県民への周知を図ります。

**(2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる社会づくり推進**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆誰もが自立した生活を送るための支援**

認知症や精神障がい等により日常生活を営むことに支障がある方が地域で自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用等を援助する事業を支援しています。

**◆県ボランティアセンターの機能充実**

福祉ボランティア活動の振興を図るため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援しています。

**◆成年後見制度の利用促進**

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を支援する成年後見制度の利用促進に向け、広報物による制度の普及啓発を始め、市町村が講ずる権利擁護のための地域連携ネットワークの構築や地域連携ネットワークの中核機関整備に対する支援を行っています。

**＜H30年度の主な実績＞**

- ・日常生活自立支援事業 新規契約件数 137 件、実利用者件数 598 件、累計実利用者数 1,408 件（内訳 認知症 759 件、知的障がい者 255 件、精神障がい者 283 件、その他 111 件）、相談援助件数 27,904 件
- ・市町村ボランティアセンター等との連携、協働による活動の支援、ボランティア受入施設等の職員対象の研修会開催、福祉教育ハンドブックや小中高校生向けボランティア活動ハンドブックの作成・配布
- ・地域連携ネットワーク支援会議 2 回、成年後見制度担当者研修会 1 回（196 名）、普及啓発用パンフレット作成（2,000 部）・配布、成年後見制度セミナー 1 回（128 名）

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 地域社会において、一人暮らしの高齢者など地域で孤立しがちな方々が社会的なつながりを持ちながら自分らしく生活していくためには、福祉・介護人材の充実を図るとともに、ボランティア活動を始めとした民間福祉活動の振興が必要となっています。
- ◆ 全国どの地域に住んでいても成年後見制度が利用できるよう、市町村によるネットワーク（法律、福祉等の関係者で構成）の構築が必要です。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 引き続き、福祉・介護人材の確保を行っていくとともに、福祉ボランティア活動の振興を図るため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していきます。
- ◆ 成年後見制度の普及啓発を引き続き進めるとともに、体制を整備する市町村への支援を行っていきます。

**(3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進**

**【主な取組の進捗状況】**

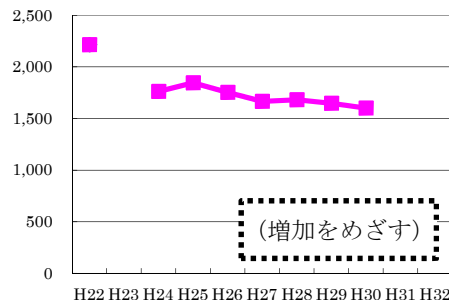
**◆高齢者・障がい者等の社会参加の推進**

高齢者や障がい者など、誰もが生きがいを持ち、仕事や仕事以外の社会参加ができる社会づくりを推進しています。

**＜H30年度の主な実績＞**

- ・ 第26回すこやか福島ねんりんピックの開催  
(会場 福島市、参加者 2,772名)
- ・ 第28回福島県シルバー美術展  
(会場 福島市、出品数 412点)
- ・ 高齢者支え合いコミュニティ支援事業 6町内会等
- ・ 第56回福島県障がい者総合体育大会の開催 (会場 いわき市他、参加者 1,602名)
- ・ 障がい者スポーツ教室の開催 (種目別教室 77回、運動導入教室 72回)

福島県障がい者総合体育大会の参加者数



**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 高齢者や障がい者が将来にわたって健康で心豊かに生活していくためにも、関係機関と連携し、社会参加活動を推進し、生きがい・健康づくりに取り組んでいく必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 多くの高齢者・障がい者がスポーツや文化活動に親しむ機会を提供することにより、生きがい・健康づくり、社会参加活動を推進するとともに、参加者に優しい大会づくり、さらには、県内の高齢者・障がい者スポーツの更なる振興に結びつくような有意義な環境づくりにも重点を置いて取り組みます。

**(4) 福祉サービス提供体制の復旧（再掲）**

基本目標1に記載

**(5) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆介護・福祉サービスの充実**

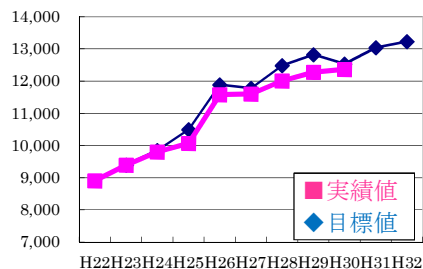
人口減少と高齢化が進行している現在、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、地域全体で高齢者を支える体制として、介護と医療の連携、認知症対策、介護サービス基盤整備に取り組んでいます。

**＜H30年度の主な実績＞**

**○介護と医療の連携**

- ・ 地域ケア会議等活動支援 専門職等派遣 (247回派遣)

特別養護老人ホームの定員数





- ・ 自立支援型地域ケア会議トップセミナー（1回開催）
- ・ 高齢者の自立支援に向けた事業所向け研修（1回開催）
- ・ 自立支援型地域ケア会議アドバイザー養成研修（1回開催）
- ・ 地域リハビリテーション支援体制整備推進  
（協議会の運営、地域リハビリテーション広域支援センターの運営 7 圏域 10 医療機関、研究大会、研修会各 1 回開催、仮設住宅等入居者対象の生活機能支援 5 市町村、6 医療機関）

**○認知症対策**

- ・ 認知症コールセンター 相談件数 253 件（電話）、3 件（面談）
- ・ 地域支援関係者認知症対応力向上研修 1 回
- ・ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 92 名
- ・ かかりつけ医認知症対応力向上研修 73 名
- ・ 認知症疾患医療センターの設置・運営 9 カ所
- ・ 認知症介護基礎研修（1回）、実践者研修（4回）、認知症対応型サービス事業開設者研修（1回）、管理者研修（2回）、実践リーダー研修（1回）、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（1回）、指導者養成研修（1回）、フォローアップ研修（2回）
- ・ 歯科医師認知症対応力向上研修 36 名、薬剤師認知症対応力向上研修 240 名、看護職員認知症対応力向上研修 64 名

**○介護サービス基盤整備**

- ・ 訪問介護員対象資質向上研修 新任 69 名、テーマ別技術向上研修 213 名、適正実施研修 187 名
- ・ 特別養護老人ホームの施設整備 5 法人 5 施設（開所ベース、中核市分含む）
- ・ 地域医療介護総合確保基金事業（補助件数 計 29 事業）

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 誰もが住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいく必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、医療と介護の連携、介護サービスの充実強化、介護予防の推進、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備などを促進します。
- ◆ 高齢者が安心して自立した生活を営めるよう、見守り等地域社会全体で支え合う体制づくりを進めていきます。

**(6) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援**

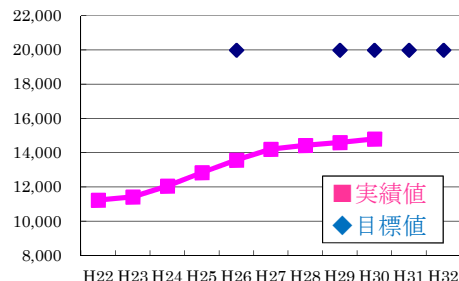
**【主な取組の進捗状況】**

**◆障がい者の自立支援**

障がい者本人が暮らしたいと望む地域において自分らしい生活が実現できるよう、県自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、障がい者の地域生活移行及び定着を支援するとともに、長期入院者については、自立訓練等により自立力を高め、退院を促進し、圏域連絡会や各地域自立支援協議会において関係機関の連携の下、地域生活の定着を支援しています。

障がい者の一般就労の促進については、労働局と連携し、「障害者職業・生活支援センター」を設置し、職場生活と日常生活の両面から支援を行っています。また、福祉的就労の充実として、「第4期・福島県障がい者工賃向上プラン」に基づき、就労系事業所で働く障がい者の工賃の向上を図るため、県授産事業振興会と連携し、売上の減少や生産活動が低下している就労系事業所を支援しています。

工賃（賃金）月額の実績



**＜H30 年度の主な実績＞**

**○地域生活移行支援**

- ・ 県自立支援協議会 2 回開催、地域生活支援部会 1 回開催、障害児入所施設からの移行支援体制に係る検討会 1 回開催
- ・ 精神障がい者地域移行・促進検討会 3 回、全体会 3 回開催
- ・ 地域住民や事業等への理解促進等研修 6 圏域で実施 受講者 421 名
- ・ 精神障がい者ピアサポーター活動支援研修 5 回 圏域ネットワーク強化研修 6 圏域で 2 回ずつ実施

**○就労の促進**

- ・ 授産事業支援センター事業（ネットワーク化、アンテナショップ設置等）への支援
- ・ 障がい者就業・生活支援センターの設置・運営支援 6 カ所
- ・ 障がい者就業支援ネットワーク充実業務（就労支援部会 2 回）

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 退院支援を行う相談支援事業所職員や、グループホーム等の地域での住まいの場が不足しています。
- ◆ 工賃向上に向けた B 型事業所経営者の意識改革、販路拡大、商品の品質向上等に取り組んでいく必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 障がい者の地域生活移行・定着に向けて、より実体的な支援を図るため、県自立支援協議会の組織改編を行うとともに、作業部会等を開催し、各圏域の課題解決を図ります。

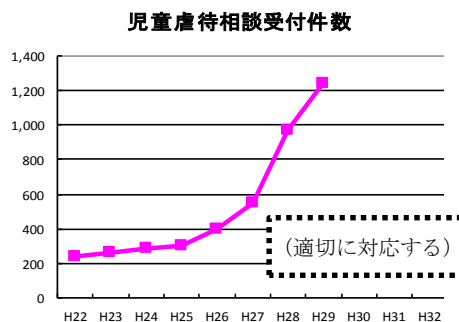
- ◆ 障がい者の工賃向上、障がい者の自立支援を図るため、県内の障がい者就労施設等のほか全国の事業団体との連携を強化するとともに、企業や官公庁からの安定した受注を確保するため、県内の共同受注システムの構築を図ります。

## (7) DV、虐待防止及び被害者の保護・支援

### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆ DV、虐待防止対策

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力等は、犯罪ともなり得る重大な人権侵害であり、相談窓口の設置・相談対応、関係機関の連携会議、関係者の対応力向上に向けた研修、一般県民や関係者に対する普及啓発を実施しています。



### ＜H30 年度の主な実績＞

#### ○児童虐待防止対策

- ・児童虐待相談受付 1,605 件 対応 1,549 件 (※H30 実績)

児童虐待ケースへの相談対応 必要に応じて一時保護、施設入所等の対応を実施

- ・虐待から子どもを守る連絡会議
- ・児童虐待対応専門員の配置 10 名 児童虐待ケースへの助言 19 回
- ・カウンセリング強化事業の実施 56 回
- ・市町村要保護児童対策地域協議会講習会 2 回
- ・児童虐待ケース対策研修会 3 回
- ・児童虐待防止普及啓発カードの配付

#### ○高齢者虐待防止対策

- ・高齢者虐待防止ネットワーク連携会議 1 回、高齢者虐待対応基礎研修 1 回 (112 名)、身体拘束廃止推進員養成研修 1 回 (27 名)、実務看護職員研修 1 回 (91 名) 身体拘束廃止推進セミナー 1 回 (206 名)

#### ○障がい者虐待防止対策

- ・障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修派遣 4 名
- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修開催 受講者 203 名
- ・虐待防止啓発リーフレットの作成配付

#### ○DV被害対策

- ・配偶者暴力相談支援センター (指定された保健福祉事務所) への女性相談員の配置、相談対応
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談・自立支援 (件数 1,477 件)

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 被害者への迅速かつ適切な支援を行うため、相談、対応を行う職員の資質向上、市町村、地域包括支援センターや警察署等関係機関との連携強化が必要です。

また、DV、児童虐待については、被害者や児童の安全確保のために適切な相談対応を行うとともに、身近な相談窓口である市町村への支援を行う必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 引き続き、相談員等の資質の向上及び市町村、地域包括支援センターや警察署等関係機関との連携強化を図ります。また、DV、児童虐待への適切な対応を行うとともに、身近な相談窓口である市町村への支援を行います。

**(8) 介護・福祉サービスの質の向上**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆介護・福祉サービスの質の向上**

多様なニーズに適切に対応できるよう、福祉サービスの質の向上を図るため、苦情解決制度活用の充実、福祉サービスの第三者評価事業の推進、社会福祉関係職員の育成・定着に向けた研修を実施しています。

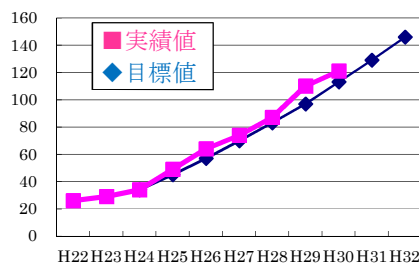
**＜H30年度の実績＞**

- ・福祉サービス第三者評価受審件数：11件  
(H19年度からの累計121件)結果をHPにて公表
- ・現任(階層別)研修、職種別研修、社会福祉法人等役員研修、課題別研修：(3,056名受講うち階層別研修919名受講)
- ・キャリアアップの仕組みの構築及び新人向けOJTの導入支援関連研修：計15回、825名受講

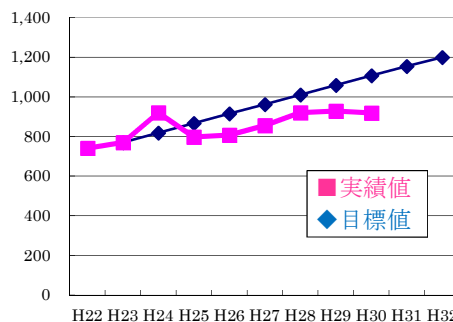
**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 社会福祉法人及び施設管理者による人材育成

福祉サービス第三者評価  
受審件数(累計)



社会福祉関係職員(階層別)  
研修受講者数



のためのキャリアパス研修計画の策定及び職員の研修機会の確保を図る必要があります。  
 また、第三者評価の受審に係る費用対効果に懸念を抱いている事業所が多いため、サービスの質の向上に係る経営者の責務について周知を図る必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 職員個々の研修履歴を踏まえたキャリアパス研修計画の策定及び研修機会の確保について、管理者への継続的な支援を行います。  
 また、第三者評価の意義及び効果、並びにサービスの質の向上に係る法人経営者の責務についての周知と合わせて、第三者評価受審促進の支援を継続的に行っていきます。

**(9) 生活支援の充実**

**【主な取組の進捗状況】**

- ◆ 生活保護受給者の生活の支援と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努めています。

**<H30年度の実績>**

- ・生活保護実施：13,805世帯 17,209人（H30年度平均）
- ・自立支援プログラム策定実施推進

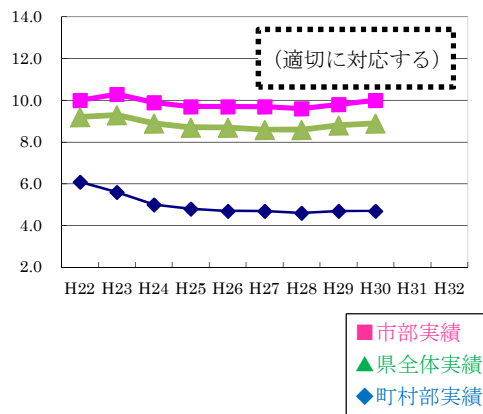
**<生活保護受給者の自立・就労支援>**

退院促進員、就労支援員を保健福祉事務所に配置し、長期入院患者の退院促進や就労支援に関する支援を実施

**<子どもの学習支援>**

小・中学生を対象とした家庭訪問による学習支援、高校中退防止に係る各種支援等を実施

市部及び町村部の生活保護率



**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 就労支援においては、受給者本人の希望と求人状況のミスマッチ等により、本人の努力のみでは就労に結び付かないことが多いため、就労支援員を活用するなど丁寧な支援が必要となっており、福祉事務所やハローワークとの連携を密にし、適切な保護の実施と自立支援を図っていく必要があります。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 生活保護受給者に向けた自立支援においては、個別の状況に合わせ、就労支援のような短期的・集中的な取組と、子どもやその親への支援のような息の長い取組を組み合わせ

行っていくことが重要であり、今後も取組を継続していきます。

また、平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことから、引き続き、生活保護に至る前の生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施してまいります。

## 基本目標 6 誰もが安全で安心できる生活の確保

### (1) 飲料水及び食品の安全性の確保（再掲）

基本目標 1 に掲載

### (2) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

#### 【主な取組の進捗状況】

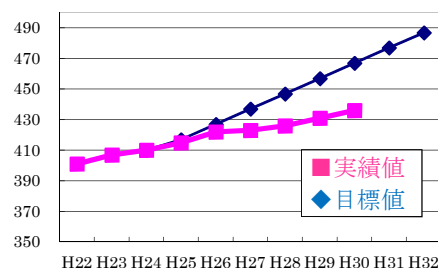
#### ◆やさしいまちづくりの推進

人にやさしいまちづくり条例及び施行規則の周知を図り、人にやさしいまちづくりの理念を県内に広く普及させるため、やさしさマークの交付、施設情報のHP掲載を行っています。

#### <H30年度の主な実績>

- ・やさしさマーク交付件数 5 件、累計 436 件
- ・うつくしま、ふくしまマップHPの掲載
- ・おもいやり駐車場利用証交付件数 累計 68,649 件、協力施設 累計 1,207 施設
- ・制度の普及・啓発（ポスター、チラシ、TV等）

やさしさマーク交付数（累計）



#### 【施策を推進する上での課題】

- ◆ 整備基準を満たす施設の整備が少ないことから、やさしさマークの交付件数が伸び悩んでいます。

また、おもいやり駐車場利用制度に対する一般の認知度が低い状況も見受けられることから、県民への更なる周知・啓発を図るとともに、おもいやり駐車場利用制度の駐車スペースを更に確保するため協力施設の理解を得る必要があります。

#### 【施策の取組の方向性】

- ◆ 各種の広報媒体を活用するとともに、協力施設・関係団体との連携を図り、イベントや研修会など様々な機会を捉えてチラシの配布を行うなど、おもいやり駐車場利用制度の適正化、「人にやさしいまちづくり条例」の普及・啓発を推進していきます。

### (3) 生活衛生水準の維持向上

#### 【主な取組の進捗状況】

#### ◆適正な衛生管理

レジオネラ症の原因菌であるとされる公衆浴場及び旅館の浴槽水の中のレジオネラ属菌検査を実施し、施設の適正な衛生管理について指導、啓発を行っています。

また、理美容所において使用する器具の消毒効果について、確認検査の結果を踏まえた上で、営業者に対する適切な指導を行っています。

＜H30 年度の主な実績＞

- ・ レジオネラ属菌検査（90 件の検体採取 20 件レジオネラ属菌の検出）  
→レジオネラ属菌が検出された施設に対する管理状況等の調査、再検査により、レジオネラ属菌が検出されなくなったことを確認。
- ・ 理美容所器具類の細菌検査（理美容所 450 個の器具検査実施 16.4%の器具からブドウ球菌が検出）  
→細菌の検出された施設に対する消毒方法の指導等を実施し、改善を確認。

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 検査結果が出るまでに時間がかかる状況にあります。  
指導後も、生活衛生水準の維持向上のために、営業者自らが自主点検を継続的に行う必要があります。

【施策の取組の方向性】

- ◆ 迅速検査法の活用について検討していくとともに、保健所による監視指導による継続的な指導を行い、営業者の意識の高揚を図っていきます。

(4) 安全な水の安定的な供給

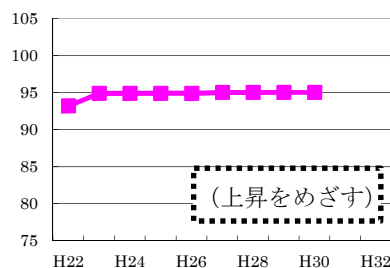
【主な取組の進捗状況】

◆水の安全的な供給の確保

県民への安全な水の安定的供給を図るため、簡易水道等の施設整備事業に対する支援を行っています。

また、災害に強い水道施設を目指し、更新整備計画の策定や国庫補助の積極的な活用について助言するとともに、近隣市町村との連携強化の支援を行っています。

緊急時応援体制の整備率



＜H30 年度の主な実績＞

- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金による水道施設の整備 21 市町村

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 大規模災害発生時の応急給水等については、他地域からの応援が効果を発揮することから、全ての市町村が緊急時応援体制を整備していることが望まれます。

【施策の取組の方向性】

- ◆ 緊急時応援協定未締結の市町村に対し、協定締結に向けた働き掛けを行っています。



**(5) 生産から消費に至る食の安全・安心の確保**

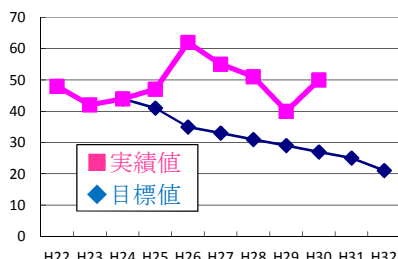
**【主な取組の進捗状況】**

**◆食の安全・安心の確保**

福島県及び各中核市の「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設や食品販売施設等に対して、衛生的な食品の取扱いや適正表示などの衛生管理について、監視指導を行っています。

また、食品添加物や残留農薬検査等を実施することにより、市場等における違反食品の排除に努めています。

不良食品発生件数  
(放射姓物質を除く)



**<H30年度の主な実績>**

- ・ 畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査 53 検体（違反食品なし）
- ・ 食品中の残留農薬検査 159 検体（違反食品なし）
- ・ 食品添加物の適正使用取締り強化 478 検体（使用基準違反 1 件）
- ・ 遺伝子組換え食品の検査 大豆 10 検体（違反食品なし）
- ・ 食品の病原微生物・有害化学物質検査 腸炎ビブリオ、貝毒や米のカドミウム等 97 検体（違反食品なし）

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 食品製造施設や食品販売施設を対象として、違反食品の発生を未然に防止するため、検査人員や検査機器保守点検など検査体制の整備を確保していくとともに、重点的かつ効率的な監視指導及び食品検査が必要となっています。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 食品関係施設に対する監視指導の強化とともに、事業者自らが衛生管理計画を作成し実践していくため、HACCP と放射性物質の情報管理を組み合わせた「ふくしま食品衛生管理モデル」の導入普及を図ります。  
食品等の検査については、過去の違反事例を参考に、検査の必要性の高い食品を重点的に検査していきます。

**(6) 人と動物の調和ある共生**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆動物愛護・適正飼養の推進**

動物愛護センターを拠点として、動物愛護週間事業の開催や動物愛護週間事業の開催、飼い犬等のしつけ方教室や小学校への獣医師派遣事業の実施等、動物の愛護及び適正飼養の啓発事業を実施することにより、人と動物の調和ある共生の実現に向けて取り組んでい

ます。

また、動物取扱業施設や特定動物飼養施設へ立入し、危害や動物由来感染症の発生防止が図られるよう動物の適正な飼養管理について、危指導しています。

＜H30 年度の主な実績＞

- ・ 放置犬等の捕獲頭数 300 頭（うち返還数 154 頭）、犬引取り数 136 頭、犬の殺処分数 77 頭、犬の苦情処理件数 1,223 件、猫引取り数 2,043 匹、猫の殺処分数 1,693 匹
- ・ 動物取扱施設への監視率 55.1%、特定動物飼養施設への監視率 147.4%

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 犬の捕獲頭数及び殺処分頭数については、年々減少していますが、猫の引取り数及び殺処分数については、依然として多い状況にあることから、より一層、動物の終生飼養や繁殖制限措置の実施等、飼い主の責務に関する意識の向上を図っていく必要があります。

【施策の取組の方向性】

- ◆ 動物の愛護及び適正飼養に関する施策を一層推進するため、市町村、獣医師会及び動物愛護ボランティア等の関係者と連携を図りながら飼い主等の意識向上に取り組んでいきます。

**(7) 健康危機管理体制の強化**

【主な取組の進捗状況】

◆ 医薬品・医療機器の適正な管理

医薬品・医療機器等の品質、有効性、安全性を確保するため、医薬品等製造販売業者・製造業者等に対する監視指導の徹底を図るとともに、医薬品等苦情相談窓口を設置し、県民からの苦情・相談に対応しています。

◆ 食中毒への対応

食中毒を疑う情報を探知した際は、患者からの聞き取りや関係施設に対する調査、病原因物質を特定するための検査等を行い、発生原因や原因施設を特定し事故の拡大防止を図るとともに、原因施設等に対する必要な指導を行い、事故の再発防止を図ります。

＜H30 年度の主な実績＞

○ 医薬品等

- ・ 医薬品等の苦情相談室の設置 相談対応 54 件、主に処方薬に対する安全性や品質に関する相談
- ・ 医薬品製造業者等の一斉監視指導

＜立入検査＞ 医薬品 製造業者 13 件、薬局 72 件、販売業者 27 件

医薬部外品 製造業者 7 件

化粧品 製造業者 12 件、製造販売業者 1 件

- ・ 医療機器製造業者等の一斉監視指導

＜立入検査＞製造業者 8 件、製造販売業者 1 件、販売業者 112 件

- ・医薬品等製造業者等 201 施設のうち、44 施設について薬事監視を実施（監視率 21.9%）
- ・薬局 874 施設のうち、261 施設の薬事監視を実施（監視率 29.9%）
- ・薬事監視員研修会の開催 1 回 31 名受講

**○食中毒**

- ・発生件数 79 件 患者数 414 名
- ・患者からの聞き取り調査や関係施設に対する調査、病因物質を特定するための検査を行い、発生原因の究明及び事故の拡大防止を図った。

**【施策を推進する上での課題】**

- ◆ 医薬品等の苦情・相談件数は減少しています。薬局等への監視率向上のため、効率的かつ効果的な監視体制を検討する必要があります。
- ◆ 食中毒の病因物質によっては、大規模食中毒の発生に繋がることから、原因究明、拡大防止対策等、より迅速かつ的確な対応が必要です。

**【施策の取組の方向性】**

- ◆ 薬事監視員研修会等の機会を捉え、監視員の資質の向上と計画的かつ効率的な薬事監視の実施に努めていきます。
- ◆ 食品の製造・加工施設及び学校給食など大量調理施設等に対する監視・指導を強化するとともに、食品関連事業者や従事者に対する衛生教育を実施し、食中毒の発生防止対策の徹底を図ります。

**(8) 災害時の保健医療福祉体制の強化**

**【主な取組の進捗状況】**

**◆福祉避難所の指定促進（再掲）**

市町村における福祉避難所の指定を促進するため、未指定の町への個別の働き掛けや関係機関・団体等との調整及び指定した市町村の実効性を高めるため、開設訓練を支援しています。

**◆災害派遣福祉チームの派遣体制整備**

大規模災害発生時において、障がい者や高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するため、福祉・介護専門職で構成する「災害派遣福祉チーム」の派遣に向けた養成研修を実施するとともに、関係団体と連携しながら、公民協働による福祉・介護専門職の派遣体制の整備に取り組んでいます。

**◆災害時医療体制の整備**

災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（DMAT）隊員の養成研修等を実施するとともに災害時医療体制の整備に取り組んでいます。

**◆災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備**

大規模災害時等に派遣する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制について、関係

者を交えた検討を行い、体制の整備に取り組んでいます。

◆**災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制整備**

大規模災害時等に派遣する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の設置及び運営等の体制整備等に取り組んでいます。

また、大規模災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、県及び中核市が「大規模災害時における福島県DHEAT・健康支援チーム派遣に関する協定」を締結しています。

＜H30 年度の主な実績＞

- ・福祉避難所の指定促進（再掲） 55 市町村 441 施設（平成 31 年 3 月末現在）  
うち開設訓練実施済 10 市町村（H31 年 3 月末現在）
- ・広域災害福祉支援ネットワーク協議会の設置・運営支援
- ・災害派遣福祉チームの派遣に関する協定締結 72 法人・施設（平成 31 年 3 月末現在）
- ・DMAT 隊員養成研修の開催
- ・災害医療コーディネーターの委嘱 11 名（平成 30 年 3 月末現在）
- ・災害時医薬品等備蓄（医薬品等 53 薬効医薬品、16 衛生材料）
- ・DPAT 運営協議会の開催 1 回
- ・DPAT 養成研修会の開催 1 回
- ・福島県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）設置・運営検討会の開催 3 回

【施策を推進する上での課題】

- ◆ 市町村及び関係施設等に対する福祉避難所の指定・運営に関する情報提供と、効果的な避難行動がとれるよう避難計画の実効性を確保するため、開設訓練等を実施する必要があります。
- ◆ 災害派遣福祉チームの派遣については、派遣体制、活動経費、研修や訓練の機会の確保など、平時から災害時の福祉支援体制づくりについて検討する必要があります。
- ◆ 災害時医療について専門的知識を有する災害医療コーディネーターを養成し、平時から訓練を行うなど、県災害対策本部等が調整機能を十分に発揮できる体制を整備する必要があります。
- ◆ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）について、先遣隊の後に派遣するチームの編成を進めるとともに、平時の研修等を通じて、派遣体制を強化する必要があります。

【施策の取組の方向性】

- ◆ 福祉避難所の全市町村指定に向け、引き続き、未指定市町村への働き掛けを行うとともに、災害時に円滑に福祉避難所の運営が行えるよう開設訓練の実施や、ヒト・モノの確保に係る関係団体等との協力体制の構築など、市町村における平常時の取組を支援していきます。
- ◆ 広域災害福祉支援ネットワーク協議会において、災害派遣福祉チームの具体的な派遣体

制や研修等について検討を進めるとともに、より多くの福祉・介護事業者等との協定締結に向けた働き掛けを行っていきます。

- ◆ 災害医療コーディネーターの養成研修等を通じて、災害医療コーディネーターを核とする全国のモデルとなる災害時医療体制を構築していきます。
- ◆ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制について、引き続き検討するとともに、平成28年熊本地震への5チームを派遣した実績を踏まえ、研修等を実施し、統括者を中心としたD P A T体制を構築していきます。
- ◆ 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の体制について、引き続き検討するとともに、平時から研修・訓練等を実施し、派遣・受援体制を強化していきます。